

浜田市選挙管理委員会告示第 9 号

令和7年7月20日行う参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所の開閉時刻を次のとおり変更する。

令和7年7月3日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡 本 正 博

期日前投票所名		開始時刻	閉鎖時刻
浜田市金城支所期日前投票所		午前8時30分	午後7時
浜田市旭保健センター期日前投票所		午前8時30分	午後7時
浜田市弥栄会館2階期日前投票所		午前8時30分	午後7時
浜田市三隅支所分室期日前投票所		午前8時30分	午後7時
島根県立大学浜田キャンパス期日前投票所		午後0時	午後5時
移動期日前投票所	山賀集会所	午前11時	午前11時30分
	小角集会所	午後1時	午後2時
	横谷集会所	午後2時30分	午後3時30分
	黒沢集会所	午前9時30分	午前10時30分
	的野集会所	午前11時	午後0時
	田野原上集会所	午後1時30分	午後2時
	熊の山集会所	午後2時30分	午後3時